**平成２２年（フ）第１８６１号**
札幌市西区八軒３条東２丁目２番26号　條野ハイツ201号
債務者　山下　広和
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８６２号**
札幌市西区八軒３条東２丁目２番26号　條野ハイツ201号
債務者　山下　律子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８８３号**
札幌市北区篠路町篠路288番地１　ＤＥＬＩＧＨＴ308号
債務者　宮元　秀平
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９３５号**
札幌市白石区中央１条５丁目４番38号２階
債務者　木村　智鶴
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９４０号**
北海道恵庭市西島松121番地の１
債務者　飯塚　　純
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９４３号**
北海道千歳市東雲町２丁目11番地
債務者　玉川　圭子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９７６号**
札幌市白石区中央２条７丁目４番20―308号
債務者　松井　玲奈
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９７８号**
札幌市清田区平岡１条２丁目６番３―401号
債務者　佐久美澄子（旧姓長屋）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２００３号**
札幌市東区北43条東12丁目１番17号　コーポＣ１階102号室、住民票上の住所札幌市東区北18条東５丁目１番５号
債務者　梶原　裕紀
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２００６号**
札幌市西区八軒９条東１丁目１番47号　ウェンディ・クレッセント201号
債務者　坂本　成昭
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２０６２号**
札幌市手稲区前田11条10丁目10番５号　フレンド202号
債務者　近藤　　健
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１５９号**
群馬県前橋市西片貝町５丁目20番地22
債務者　黒岩　和義
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８４号**
群馬県伊勢崎市境新栄９番地７　アリュールＢ201
債務者　石原美和子（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３２５号**
群馬県渋川市渋川1220番地14　レオパレスシティパルＡ206号室
債務者　山田恵理香
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３２７号**
群馬県佐波郡玉村町大字板井1390番地１
債務者　渡邉佳代子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３２８号**
群馬県前橋市市之関町1409番地
債務者　木暮　修二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３３２号**
群馬県伊勢崎市羽黒町31番地　市営住宅2764
債務者　関口　幸充
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３３４号**
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地５　ビセンテハウス昭和町102
債務者　永井久仁男
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所